

大阪府市場だより

大阪府中央卸売市場



総合食品供給基地

第355号 令和3年9月27日
 発行 大阪府中央卸売市場協会（茨木市宮島1-1-1水産棟3階）
 連絡先 TEL：(072)636-3698 FAX：3699 メール：office@fu-ichiba.jp
 U R L https://fu-ichiba.jp



常駐代表者会議

標記会議（山口秀雄議長）が9月16日に管理棟7階で開催されました。その議事概要は次のとおりです。

■議題1（府からの報告）

○令和3年度の取扱高
 市場全体の取扱高は金額で約17億円、4.7%の減、直接集荷は約2.3億円、5.4%増との報告があった。

○利用料金減免の申請状況

9月11日現在で、青果部卸売・仲卸業者から12件、水産物部卸売・仲卸業者から20件、関連事業者から1件の合計33件の申請があった。

○府依頼事業

冷蔵庫棟ブラットホームム床改修、冷蔵庫棟冷凍設備改修、水産仲卸A棟低圧共用幹線設備改修を予定。
 ○ごみ関連
 ・不法投棄
 8月は10件、対策開始前に比べ92.5%減少。
 ・青果くず排出状況
 8月は天候不順による野菜の腐敗もあり量・費用ともに対前年57%増、累計でも量・費用とも11.6%の増加。9月現在は微増という状況。

○令和4年の臨時休場日カレンダー
 次ページで詳細を紹介。
 ○その他
 市場の長寿命化計画について概要説明がなされた。

■議題2（管理Cからの報告）

○活性化事業
 ・梅花女子大学オープンキャンパスへの参加
 ・「徳島県ブース」で「徳島県産すだち」をミニ講座で紹介。

「飛騨野菜出荷組合ブース」で「飛騨ほうれんそう」の栽培から出荷までをミニ講座で紹介。 ※北果が協力

・京阪百貨店住道店で「飛騨フェア」を開催
 ※林田商店及び北果が協力

・市場紹介DVDの貸出
 小学校社会見学の来場見学の代替として取組む。

○維持補修事業
 9月15日現在で115件、約350万円を実施、青果軒下通りの北側舗装修繕工事は9月1日に完成。

○カラス対策
 固定式捕獲籠により現在まで265羽を捕獲。茨木市の許可枠は半年で400羽であり継続して取り組む。

○禁煙対策
 通告書交付（違反者）262件、うち場外が62件。警告書交付（再違反者）は24件。累犯での入場禁止はなし。

次ページに続く



絵:「さんま」山本美早紀(大阪北部中央青果(株))

農林水産大臣政務官らが視察



中野府議、熊野政務官、林公明党府議団長 森場長、山口社長

9月13日、農林水産大臣政務官の熊野正士参議院議員、公明党大阪府議会議員、団長の林啓二議員及び茨木市選出の中野剛府議会議員が視察に会場されました。市場からは、森場長、山口管理センター社長らが応接し、市場が直面している課題等について場内をまわりながら説明して全面建替えの必要性を訴えました。これを受けて、政務官からは「近隣府県の市場でも建替えが進んでおり、全面建替えの必要性は良く分かった。本省の卸売市場室長



○秋の大掃除
9月10日に大掃除が実施されました。皆様のご協力に感謝いたします。

協会の部会活動



にも皆さんの思いを伝え、建替えの場合の補助金等の財政支援も含め、府議共々しっかりと取り組んでいきたい。」といった心強いコメントをいただきました。



○フォークリフト免許
大水、北果、大果さんのフォークリフトをお借りして、免許(技能講習修了証)取得のための講習会が休場の9月1日(講義・テスト)、8日、15日、29日(実技・テスト)の4日にわたって開催されています。実技は、大水さんや吉田商事さんにご配慮いただき、水産棟二階北側の卸売場と線路敷きで、終日行われました。一部病欠者を除き受講者全員が無事終了できる見込みです。

指定管理者の公募

府は令和4年度から5年間の指定管理者の募集を開始しました。9月22日に現地施設案内・説明会を開催し、10月18日から25日まで申請を受け付けます。その後、外部委員で構成する選定委員会が最優先交渉権者と次点者を選定し、府議会の議決の後、指定管理者が指定される予定です。

8月・単月

	種類	数量(トン)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)
青果	野菜	8,583	99.1	1,800,610	76.5
	果実	3,893	115.4	1,913,694	108.0
	小計	12,476	103.7	3,714,304	90.0
水産物	生鮮水産物	1,260	78.1	1,039,684	81.8
	冷凍水産物	207	83.5	258,964	99.9
	加工水産物	857	99.4	883,376	97.5
	冷凍食品	331	105.6	176,023	108.9
	小計	2,656	87.5	2,358,047	90.8
総計		15,131	100.4	6,072,351	90.3

4月～8月・累月

	種類	数量(トン)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)
青果	野菜	47,487	94.8	9,792,444	98.7
	果実	19,311	99.8	7,873,545	105.7
	小計	66,798	96.2	17,665,989	101.7
水産物	生鮮水産物	7,436	92.1	5,726,555	79.7
	冷凍水産物	975	76.2	1,134,786	85.8
	加工水産物	4,502	98.7	4,792,411	97.4
	冷凍食品	1,615	98.6	823,775	101.0
	小計	14,528	93.4	12,477,528	87.6
総計		81,325	95.7	30,143,517	95.4

卸売業者取扱高



☆おすすめ	2021.9
書名	著者
● 蜜蜂と遠雷	恩田陸
● ひと	小野寺史宜
● 隠蔽捜査①～⑧	今野敏





食品衛生法の改正により今年6月1日から「許可営業(32業種)」以外の営業を行う場合は、保健所に届出が必要になりました(一部届出対象外の営業あり)。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/kyoka/todoke.html>
QRコード① 届出様式含む



本府中央卸売市場では主に野菜果物販売業やその他の食料・飲料販売業(乾物卸売業、その他の食料・飲料卸売業等)等が届出業種に該当します。届出業種について、令和3年6月1日より前から営業している場合は令和3年11月30日までに、それ以外の場合は営業開始前までに、茨木保健所に届出書類を提出もしくは「食品衛生申請等システム」により電子申請を行ってください。届出に手数料はかかりません。

営業の届出はお済みですか？

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>
QRコード②



届出書類の記入内容は「届出者の氏名」、「施設の所在地」、「屋号」、「営業の形態」、「食品衛生責任者の氏名」等です。届出者が法人の場合は登記されている本社所在地、法人名及び代表者氏名、法人番号等も記入が必要ですので、これらの情報が入力できるようにご準備ください。

保健所窓口での手続きの際に、届出書類の控えが必要な方は、届出書類を2部提出してください。また、届出対象事業者において食品衛生責任者の設置も必要となりました。(詳細は「市場だより」8月号を参照)

加えて、今回の法改正では「HACCPに沿った衛生管理」の実施が義務化されています。厚生労働省HPに業界団体が作成した手引書がありますので、衛生管理計画を作成したうえで、毎日の衛生管理の実施や記録の作成・保存を行ってください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html
QRコード③



せり人講習会の開催

9月7日、せり人講習会が管理棟7階大会議室で開催されました。この講習会は、知事の登録を受けたせり人が、登録の有効期限満了による更新の際に受講するもので、せり人に必要な資質や知識等が保持されるよう府が実施します。

今回の受講者は29名で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、密にならないよう午前、午後の2部制で実施されました。

「せり場における食品衛生」をテーマに、食品衛生検査所の富村所長代理が、



水産の風景

食中毒の予防やHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理などについて講義されました。受講者は、原因別の食中毒の特徴、HACCPを取り入れたせり場の工程・管理など衛生管理や、来年4月から完全施行される改正食品衛生法による加工食品の原料原産地表示の義務化など、最新の法令改正の内容について理解を深めました。



青果の風景



前ページより続く

○市場施設等再整備構想策定検討委員会

府の方針をふまえて対応。
○場内通り抜け車両に対する規制強化

午前7時から正午まで正門入場車両の8割が通り抜け車両であり、正門付近及び西1号門付近で検問を実施(追って通知)。

○その他

・関連事業者への法的措置
滞納処分については全額回収まで財産差押を継続。
不法占拠については、府において明渡請求訴訟提起を検討。

・場内市場関係者のコロナワクチン接種

これまで延べ16回、384人が接種、10月19日(2回目)接種は11月9日)もって一旦終了。

■議題3 (保健所からの指導内容と改善案)

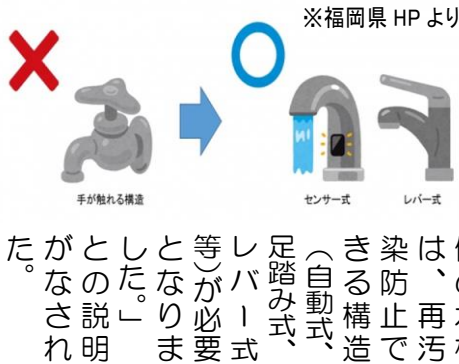
8月20日に茨木保健所の立入検査があり、①青果・水産仲卸エリアにおける休憩室の社会的距離の確保並びに喫煙の禁止、②水産セリ場における屋内喫煙ボックスの閉鎖又は屋外

への移設、③水産仲卸2階休憩室内の喫煙室の閉鎖といった指摘がなされた。これを踏まえ、管理センターより、①吸煙機を撤去し休憩室を禁煙とする(水産1ヶ所、青果4ヶ所)、

②喫煙ボックスの閉鎖又は屋外への移設を検討する(水産セリ場3ヶ所)、③水産仲卸2階喫煙室を閉鎖する(1ヶ所)といった案が示された。
次回の常駐代表者会議に向け、各社・団体で、適宜、JT茨木の意見も聞いて、検討することになった。

○食品衛生検査所から報告

熊井所長から「食品衛生法がこの6月に改正され、新規・継続(更新)に関わらず、営業許可の条件として、調理場内に必要な手洗い設備の水栓は、再汚染防止できる構造(自動式、足踏み式、レバー式等)が必要となりました。」との説明がなされた。



これをうけて、今後、その対応を各社、団体において検討することになった。

■その他(協会からの報告)

協会の各専門部会より、取組状況の報告があった。

・交通安全部会(西田景典部会長)からは、大掃除への参加の感謝、現在実施しているフオークリフト免許講習会の紹介、最後に秋の交通安全ポスターの掲示についての依頼がなされた。

・食品衛生部会(花木章男部会長)

から、ゴミブリヤネスミの一斉駆除などこれまでの取組、食品衛生指導員に係る制度変更の説明、2年に1度実施される食品衛生指導員養成講座への参加の呼びかけがなされた。

・計量部会(三木博司)

令和4年 臨時休開場日カレンダー

開場日数 253 日(ただし、水産物部は254日)							大阪府中央卸売市場													
1月 (20日)							2月 (19日)							3月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1	6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12
2	3	4	5	6	7	8	13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19
9	10	11	12	13	14	15	20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26
16	17	18	19	20	21	22	27	28						27	28	29	30	31		
23	24	25	26	27	28	29														
30	31																			
4月 (22日)							5月 (20日)							6月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	7	5	6	7	8	9	10	11
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	12	13	14	15	16	17	18
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	19	20	21	22	23	24	25
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	26	27	28	29	30		
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31											
7月 (21日)							8月 (21日)							9月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
3	4	5	6	7	8	9	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
10	11	12	13	14	15	16	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
17	18	19	20	21	22	23	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	
24	25	26	27	28	29	30														
31																				
10月 (22日)							11月 (21日)							12月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1		6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10
2	3	4	5	6	7	8	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17
9	10	11	12	13	14	15	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24
16	17	18	19	20	21	22	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31
23	24	25	26	27	28	29														
30	31																			

部会長)から、10月、11月、来年3月に行われる計量器検査への協力の依頼がなされた。

・福利厚生部会(小笠原元功部会長)から、新型コロナの感染状況を踏まえ、体育・文化行事ともに当面見送りたいとの報告がなされ、了承された。

最後に、当市場作成の来年のカレンダーのデザイン等について確認がなされ、了承された。

《臨時休開場日設定の基本的な考え方》

- 臨時休業日は祝日のある週を除く水曜日とする(2月9日、7月20日を除く)。
- 令和4年の開場日数が令和3年より増えることを避けるため、一般的に取引量が少ない傾向にある水曜日で、かつ前後の開場状況を考慮し、2月9日(水)及び7月20日(水)を臨時休業日とする。
- ゴールデンウィークについては、5月3日(火)から5日(木)を3連休とする。ただし、水産物部のみ3日(火)を臨時開場日とする。
- 盆休みを考慮して、8月15日(月)、16日(火)を臨時休業日とし、17日(水)は開場する。

以上より、開場日数は253日(水産物部は254日)となる。

凡例 条例上の休日(7日) ■ 臨時休場日(41日) ● 水産物部のみ臨時開場日(1日) ☆